主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人一三名の弁護人葉山岳夫、同菅野泰の上告趣意は、憲法違反をいう点を含め、実質はすべて単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であつて、刑訴法四 〇五条の上告理由に当たらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和六一年四月一五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	藤	島		昭
裁判官	大	橋		進
裁判官	牧		圭	次
裁判官	島	谷	六	郎
裁判官	香	Ш	保	_